

報 第 4 5 号

専決処分報告について

（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例）

本市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和7年（2025年）10月8日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩



## 専 第 2 4 号

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の制定について

本市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定  
により専決処分する。

令和7年（2025年）9月25日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

## 記

新潟県柏崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定  
める条例（令和7年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」  
に改める。

## 附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。



新潟県柏崎市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年3月21日条例第12号）

| 改正後                                                                                                                     |  | 改正前                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(虐待等の禁止)</p> <p><b>第13条</b> 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> |  | <p>(虐待等の禁止)</p> <p><b>第13条</b> 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為</u>その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> |